

令和3年12月16日

発 言 者	発 言 要 旨
小野委員	<p>来年度から小学校高学年を対象に、教科担任制の導入が計画的に進められることについて、どのように捉えているか。また、対応状況はどうか。</p>
義務教育課長	<p>県内の教科担任制の現状としては、平成30年度の調査結果によると、学年が上がるごとに導入割合が高くなる傾向にあり、小学校高学年では、理科で約70%、音楽で約40%、家庭科で約30%となっている。</p> <p>県教育委員会としては、教科担任制の導入は、学習内容が高度化する小学校高学年に対する各教科の系統性を踏まえながらの専門性の高い教科指導、学校における働き方改革、更には本県の課題でもある算数や英語の学力向上にもつながることから、教科担任制を実施する学校に、非常勤講師を配置するなど、県独自の施策について検討していきたい。</p>
小野委員	<p>教科担任制のメリット及びデメリットはどうか。</p>
義務教育課長	<p>メリットとしては、担任教員の授業負担が減ることにより、その分教材研究に時間をかけることができ、充実した内容の授業を行うことができること、専科教員が複数のクラスで同じ授業を行うため、他クラスで実施した授業の反省点を踏まえ、より質の高い授業につなげることができることである。また、教員の教材研究の負担が減るため、多忙化の解消にもつながるとともに、小学校においては、複数の教員が授業を行うことにより、多くの目で子どもを見守ることができる。</p> <p>デメリットとしては、小学校において時間割の編成が難しくなることが挙げられるため、県教育委員会としては、非常勤講師等を派遣することによる教科担任制の円滑な実施を検討していきたい。</p>
小野委員	<p>教科担任制による授業の場合、他教科の話題に触れるような広がりのある授業は難しいのではないか。</p>
義務教育課長	<p>文部科学省が示している新しい学習指導要領では、教科等横断的な視点による学びが大切であると示されており、学校現場ではそのような視点を意識して教育課程の編成や授業を実施している。</p>
小野委員	<p>教科担任制への対応に向けた教員の確保及び質の担保はどうか。</p>
教職員課長	<p>教員の確保については、国の加配制度を活用しているが、学校現場では若手教員が得意な教科を専門的に担当するなど人材育成の取組みも行われている。</p> <p>また、基本的には小学校の教員は全ての教科について一定の専門性を持っている。なお、教員それぞれの得意分野を活かし、専門性をさらに高めるための工夫を検討していきたい。</p>
小野委員	<p>教科担任制の導入によって、教員の勤務時間はどの程度軽減されるのか。</p>
義務教育課長	<p>教科ごとに異なるため具体的には難しいが、専科教員が増えればその分</p>

発 言 者	発 言 要 旨
小野委員	<p>の授業数が実質的に軽減される。</p> <p>関連して、小中学校の教員の超過勤務時間の現状はどうか。</p>
教職員課長	<p>令和3年度上半期の月あたりの超過勤務時間としては、小学校では36時間程度、中学校では48時間程度である。</p> <p>2年度上半期の小学校教員の超過勤務時間は36時間程度であったが、下半期は34時間程度であった。</p>
小野委員	<p>令和5年度から休日の部活動を地域へ移行するとの文部科学省の方針が示されているが、本県の取組状況はどうか。</p>
スポーツ保健課長	<p>部活動の地域への移行は、休日の部活動による教員への負担が背景にある。文部科学省では休日の部活動の地域への移行に関する研究事業を実施しており、本県でもその事業を積極的に活用し、休日の部活動の地域への移行について研究を進めている。</p>
小野委員	<p>平成30年にスポーツ庁が部活動における週二日以上の休養日の設定などについてのガイドラインを策定したが、本県の取組状況はどうか。</p>
スポーツ保健課長	<p>本県では、平成30年12月に運動部活動のあり方に関する方針を策定し、中学校及び高校における部活動の適正な実施に向け、毎年フォローアップ調査を実施している。この調査結果によると、週二日の休養日の設定及び平日2時間程度、休日3時間程度の活動時間の設定を遵守している、あるいはほぼ遵守していると回答した学校は100%である。</p>
小野委員	<p>コミュニティ・スクールの本県の導入状況はどうか。</p>
生涯教育・学習振興課長	<p>コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を学校内に設置している学校であり、本県の公立小中高等学校では、合わせて121校となっている。前年度よりも66校増加しており、全体の30.1%である。全国の導入率は33.3%であり、本県は全国27位、東北では2位である。</p>
小野委員	<p>「飲酒運転周辺者3罪」に関する報道があったが、飲酒運転周辺者3罪とは具体的に何か。また、飲酒運転の検挙状況はどうか。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>飲酒運転周辺者3罪とは、同乗罪、車両提供罪、酒類提供罪の3つの行為を言う。具体的には、同乗罪は、酒気を帯びている者に、自己を運送することを要求又は依頼し、その車両等に同乗する行為を禁止しているものである。車両提供罪は、飲酒運転をする恐れのある者に対して、車両等を提供することを禁止しているものである。酒類提供罪とは、飲酒運転をする恐れのある者に対して、酒類を提供することを禁止しているものである。</p> <p>令和3年11月末現在のこれら犯罪の検挙状況としては、同乗罪で10件、12人を検挙しており、車両提供罪と酒類提供罪の検挙実績はない。</p> <p>また、飲酒運転の検挙件数は204件、前年比36件、21.4%の増である。内訳としては、酒気帯び運転が203件、酒酔い運転が1件である。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
小野委員	二日酔いによる飲酒運転の検挙状況はどうか。
参事官（兼）交 通企画課長	二日酔い運転として法的な定義がないため、午前6時から9時頃までの検挙状況としては、11月末現在で17件、全体の約8%である。
小野委員	年末に向けた飲酒運転の取締り状況はどうか。
参事官（兼）交 通企画課長	<p>県警察としては、関係機関・団体と連携し、交通安全教育や飲食店訪問等による飲酒運転撲滅の広報啓発活動を行い、飲酒運転をさせない環境づくりを進めていくとともに、週末を中心とした飲酒運転の取締りを強化し、警備業協会、タクシー業者、自動車運転代行業者及びコンビニエンスストア等に対して、飲酒運転が疑われる人を発見した際の警察への通報を依頼している。</p> <p>なお、現在、山形県交通安全対策協議会では、令和3年度飲酒運転撲滅・冬道の交通事故防止強化旬間を実施中であり、県を挙げて飲酒運転撲滅に取り組んでいるところである。</p>
小野委員	児童虐待に関する通報を受理した場合の警察の対応はどうか。
人身安全少年課 長	児童虐待が疑われる通報を受理した場合には、警察官が現場に臨場し、児童のけがの有無を含む安全確認を行い、児童からの聴取、保護者又は関係者からの聴取を行う。虐待の疑いがあれば、児童の安全確保のため、児童相談所に対する通告、保護者からの一時的な分離措置等を行う。さらに、児童に対する暴行等の犯罪行為がある場合には、法等証拠に基づいて捜査を行う。
小野委員	児童虐待に関する事案の発生状況はどうか。
人身安全少年課 長	<p>警察が通報等により児童虐待が疑われる事案として児童相談所に通告した児童数は、令和3年11月末現在478人、前年同期比111人減である。このうち、緊急に児童を保護すべき必要性を認め、児童の身柄と共に通告した児童数は23人、前年同期比8人減である。</p> <p>児童虐待事件の検挙件数及び検挙人員は、3年11月末現在37件、37人で、前年同期比13件、13人減である。事件による被害児童数は40人、前年同期比10人減であり、このうち身体的虐待を受けた児童は38人である。なお、検挙された者と児童との関係性は、実父22人、実母10人、養父3人、養母1人、祖父1人である。</p>
小野委員	児童相談所との連携はどうか。
人身安全少年課 長	<p>県警察では平成25年から山形県福祉相談センター児童緊急対策課に警察官1名を派遣するとともに、県との間で、児童相談所と警察の情報共有の強化に関する合意書を取り交わすなど、児童虐待の情報共有を徹底し、連携を図っている。</p> <p>また、これまでも児童相談所との合同研修会を開催し、警察学校の模擬家屋を使用した児童相談所による立ち入り調査や県警による支援要領の訓練等を通じて、連携強化及び児童虐待事案への対応能力の向上に取り組んでいる。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
金澤委員	本県初の併設型中高一貫校である、県立東桜学館中学校・高等学校について、入学者の推移及び地域分布はどうか。
高校教育課長	<p>中学校の入学定員は、1クラス33名の3クラス、計99人で、開校当初から変更はない。志願倍率は、年度により増減はあるが最高で約2.7倍、最低でも約1.6倍を確保しており、毎年1倍は超えている。</p> <p>開校以来6年間の平均による入学者の主な居住地別の割合としては、東根市が35.9%、山形市が20.4%、天童市が18.4%であり、地域別では北村山地域が46.2%、東南村山地域が41%、西村山地域が7.3%である。</p> <p>高校の定員は、中学校からの進学者を含めて200人であり、中学校のほぼすべての生徒が同高校に進学しており、高校入選の志願倍率は、6年間の平均として概ね1倍である。</p> <p>令和3年度の高校1年生の主な居住地分布として、東根市が43.3%、村山市が17.9%、尾花沢市が12.9%であり、北村山地域の生徒が76.6%を占めている。</p>
金澤委員	開校から6年経過するが、成果はどうか。
高校教育課長	<p>現在の高校3年生が中高一貫校生として6年間学んだ初めての学年となり、これまでの取組みを振り返ると、6年間の一貫教育という枠組みの中で、多様な体験活動を行うことにより、社会性や豊かな人間性が育まれ、学習面では、卒業や高校入選の慌ただしさがない、ゆとりある中学3年間を過ごせるため、学習指導要領に示された標準の授業実数に比べて、主要教科で10%から30%程度授業時間を多く設定でき、高校の学習内容の先取りや、中学校の内容を発展させるような学習、定着が不十分な分野の復習など一人一人の力を伸ばすことができた。</p> <p>また、早い段階から企業及び社会課題の研究などのキャリア教育に段階的に取り組み、様々な価値観や考え方に触れることで、進路を考える機会を増やし、学習や生活に対する意欲が高まるよう指導できている。これらことから、6年間の学校生活の中で計画的、継続的な教育課程を展開することで中だるみは防げており、生徒の個性や創造性を伸ばすという開校時のねらいは概ね達成できていると評価している。</p>
金澤委員	中高一貫校の中における課題やいじめへの対応はどうか。
高校教育課長	中学校からそのまま進学する生徒と高校入選で入学してくる生徒との関係づくりや6年という学年の幅があることによる集団づくりが課題の一つであり、進路の違い、あるいは集団に馴染めないことによる生徒のストレスに対して、スクールカウンセラーを配置し、丁寧にカウンセリングを実施するなど解消に努めている。
金澤委員	卒業生の進路先の状況はどうか。
高校教育課長	直近3年間の状況としては、大学や短大への進学が主であり、約7割近い生徒が4年制大学に進学しており、地元の山形大学や保健医療大学などへの合格者の増加傾向が見られる。
金澤委員	東桜学館中学校から同高校へ進学した生徒と他中学校から入学した生

発 言 者	発 言 要 旨
高校教育課長	<p>徒との間で学力の面での違いはあるのか。</p> <p>東桜学館中学校の生徒は、中学3年生の段階から高校の授業を先取りしていることから、他中学校から入学してくる生徒と入学時点ではスタートラインが違うため、学力の差を評価することは難しい。少人数又は習熟度別での指導を行いながら、学習の遅れや不適應などを招かないよう指導している。</p>
金澤委員	<p>庄内中高一貫校（仮称）の開校に向けた取組状況はどうか。</p>
高校改革推進室長	<p>中高一貫校の理念や開校準備の進捗状況について、保護者等への説明会を、11月11日に鶴岡市で、18日に酒田市で開催し、鶴岡市の会場には164名、酒田市の会場には91名の参加があった。</p> <p>この説明会では、教育基本計画、各教科の授業時数、日課表や制服、運動着又は部活動のあり方などの学校生活について、更には入学者の選抜や開校時の学級編制など具体的な部分についても、丁寧に説明を行った。なお、説明会の資料は、ホームページで公開している。</p> <p>今後も保護者等説明会を開催し、丁寧な説明を続けていきたい。</p>
金沢委員	<p>庄内中高一貫校（仮称）の整備計画の概要はどうか。</p>
高校改革推進室長	<p>生徒たちの個性や可能性を伸ばしていくためにも、「6年3年3年」という従来の学校教育制度の形態の他にも様々な選択肢が必要であり、庄内地区にその選択肢の一つとなる学校として設置するものである。</p> <p>施設については、分離校舎という形で、中学校は現在の鶴岡北高校の校舎に必要な施設を改修し設置する。高校は鶴岡南高校の校舎等を増築し設置する。</p> <p>どちらも令和4年度から改修工事を始め、6年度に開校する予定である。</p>
金澤委員	<p>なぜ庄内に中高一貫校が必要なのかを丁寧に地域住民に説明することが必要である。他地域における中高一貫校の整備構想はどうか。</p>
高校改革推進室長	<p>中高一貫教育校設置構想の中で、内陸地区と庄内地区にモデル校を設置し、検証した上で、将来的には県内4地区への設置を検討していることから、モデル校である東桜学館及び庄内中高一貫校（仮称）の検証を踏まえ、他地区への設置検討を行う。</p>
金澤委員	<p>大規模災害による警察署の機能移転に備えた、行政機関との協定締結についての報道があったが概要はどうか。</p>
警備第二課長	<p>山形県警察業務継続計画にて、大規模災害により警察署が機能を喪失した場合に備え、機能移転先となる代替施設の整備を定めており、全ての警察署において代替施設を選定している。</p> <p>令和3年11月末現在で、県内23施設を選定しており、そのうち13施設の管理者側と協定を締結している。その他10施設については協定を締結していないが、市町の防災計画への明記や施設管理者等と取り決めを行っている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
金澤委員	民間施設とも協定を締結しているのか。
警備第二課長	主なところは公的機関であるが、一部民間の施設とも協定を締結している。
金澤委員	自然災害の発生が増加している中、災害時における代替施設の準備は非常に重要であると考えますが、今後の展開はどうか。
警備第二課長	災害時における警察署機能の維持に向けて、移転訓練を通して課題を抽出していくとともに、施設の老朽化に伴う対策の検討など総合的な対策に配慮していく。